

令和3年度芦屋市DV対策基本計画の施策体系別「評価」

基本目標	基本課題	具体的施策	内容	事業数	所管評価				総括 (平成30年～令和3年度)
					A評価	B評価	C評価	評価なし	
1 啓発・教育の充実	(1) 市民への啓発	①DV防止の啓発	3	3	2	0	1	0	DVについての理解を深めてもらえるようホームページを充実したり、DV相談室の周知のため、市内スーパーや金融機関内に相談カードの配架を行った。DV被害者支援で連携する庁内関係課職員を中心にDVに関する啓発・理解は進んでいる。今後はSNSを活用した周知や学校等の教職員を含めた職員全体への啓発を進める。
		①DVについての啓発	2	3	3	0	0	0	
	(2) 市職員への啓発	②DV被害者発見時の対応力の向上	1	1	1	0	0	0	
		③二次被害の防止のための啓発	1	1	1	0	0	0	
		(3) 学校等における啓発・教育	①次世代にDVを残さない啓発・教育の実施	1	2	1	1	0	
	②教職員等への啓発・教育の実施		1	1	0	1	0	0	
計			9	11	8	2	1	0	
2 相談体制の充実	(1) 配偶者暴力相談支援センターの充実	①婦人相談員等の資質向上	2	2	1	0	0	1	DV被害者支援ネットワーク会議はコロナの影響により開催できないこともあったが、関係課・関係機関とは連携・情報共有できている。苦情等の申出処理は要綱制定し、ホームページやチラシにて周知を行った。
		②関係機関との連携強化	1	1	0	0	1	0	
	(2) 被害者の状況に応じた相談体制の充実	①相談事業等の活用・情報提供	1	10	6	2	0	2	
		②苦情等への対応についての周知	1	1	1	0	0	0	
	計			5	14	8	2	1	
3 被害者の安全確保	(1) 緊急時における安全確保	①一時保護を速やかに行う体制づくりの強化	2	6	4	1	0	1	警察など関係機関と連携を行い、必要に応じて被害者の安全確保を行うことができた。関係機関と連携の際には、DV被害者情報の管理については徹底できしており、今後も情報管理は徹底して行う。
		②民間支援機関の情報提供	1	1	1	0	0	0	
	(2) 保護命令に関する支援	①保護命令制度に関する情報提供・助言、申立ての支援	1	1	1	0	0	0	
	(3) 被害者情報の保護	①DV被害者等に関する情報管理の徹底	2	4	4	0	0	0	
計			6	12	10	1	0	1	
4 被害者の自立支援	(1) 生活の安定に向けた支援	①福祉制度を利用した支援、情報提供	1	5	4	1	0	0	DV被害者の自立支援に向けて、DV相談室と関係課・関係機関は連携して情報提供・共有を行うことができた。今後も必要に応じた連携を行う。
		②保険・医療・年金等に関する支援、情報提供	1	4	4	0	0	0	
		③経済的支援等に関する情報提供	1	3	2	1	0	0	
		④司法手続きに関する情報提供、助言	1	1	1	0	0	0	
		⑤住居確保に向けた支援	2	4	3	1	0	0	
	(2) 就労に向けた支援	①就労に関する情報提供	1	1	1	0	0	0	
		②同伴する子どもがいるDV被害者への支援、情報提供	2	4	3	1	0	0	
	(3) 心身の回復に向けた支援	①相談事業や医療機関を活用した支援、情報提供	2	2	2	0	0	0	
	(4) 子どもへの支援	①就学等に関する支援	1	4	3	1	0	0	
		②子どもの心のケアに関する支援	3	4	3	1	0	0	
③子育て支援に関する情報提供に充実		1	2	2	0	0	0		
計			16	34	28	6	0	0	
合計			36	71	54	11	2	4	
【参考】令和2年度実績報告 合計			36	71	55	10	0	6	

項目	基本目標	基本課題	具体的施策	内容	令和3年度事業実施目標	令和3年度取組実績内容	令和3年度取組実績数値	評価	評価理由	令和4年度実施計画	令和4年度分類	所管課
1	1 市民への啓発	1 DV防止の啓発	1	芦屋市DV相談室の周知のため、広報誌やホームページ等に芦屋市DV相談室について掲載	広報紙やホームページ等を利用した周知を継続する。	継続して広報紙やホームページにDV相談室の情報を掲載し、周知を図った。	広報紙：毎月掲載	A	広報紙は毎月DV相談室の情報を掲載することができたため。	広報紙やホームページを利用した周知だけでなく、多様な媒体を活用した周知を行う。	2：継続	DV相談室
2			芦屋市DV相談室の周知のため、芦屋市DV相談室の相談カードの配架先をスーパーなど、多くの人が利用する施設へ配架	カードやチラシの配布、市ホームページやfacebookなど多くの人に情報が届く方法で啓発を行う。	金融機関の支店内記載台に、DV相談室の相談カードを新たに配架することができた。	市内の支店 3カ所	A	相談カードの新たな配架先を拡充したため。	芦屋市DV相談室の周知のため、芦屋市DV相談室の相談カードの配架先について、多くの人が利用する施設へ配架する。	2：継続	DV相談室	
3			市民へDVについて知ってもらう機会や、DV被害者から相談を受けたい時の対応について、男女共同参画センターで講座を開催	人が多く集まる機会やSNSでの発信など、多くの市民へ情報が届くように周知を行う。	SNSやコロナ禍により人が多く集まる機会での発信はできなかったが、市ホームページで女性に対するあらゆる暴力の根絶「DV相談」について周知を行った。	—	C	SNS等での発信ができなかったため。	人が多く集まる機会やSNSでの発信など、多くの市民へ情報が届くように周知を行う。	2：継続	DV相談室	
4	1 啓発・教育の充実	2 市職員への啓発	1 DVについての啓発	4	職員向けの研修やグループウェアの掲示版などを活用したDVに関する啓発を行う。	市内の電子会議室（掲示版）に、「DV相談室からのお知らせ」を掲載し、市職員への啓発を行った。 新任職員研修で、DV防止の啓発やDV相談室についての講義を行った。	市内電子会議室の閲覧数：350件（3月末） 新任職員研修：1回	A	新任職員研修のほか、市内の電子会議室を活用した市職員向けの啓発を行うことができたため。	職員研修や市内の電子掲示版等を活用し、DVについての啓発を行う。	2：継続	DV相談室
5				新任職員研修（後期）でDVを含み「男女共同参画推進」についての講義を実施	新任職員研修（後期）でDVを含み「男女共同参画推進」についての講義を実施	1回	A	新任職員への男女共同参画研修の中で、DV被害者支援についても講義することで、職員のDVに対する理解を向上させることができた。	新任職員研修（後期）でDVを含み「男女共同参画推進」についての講義を実施	2：継続	人権課	
6				市内システム（グループウェア）を活用し、DVについての啓発	グループウェアの掲示版などを活用し、DVに関する啓発を行う。	市内の電子会議室（掲示版）に、「DV相談室からのお知らせ」を掲載し、市職員への啓発を行った。	市内電子会議室の閲覧数：350件（3月末）	A	市内の電子会議室を活用した市職員向けの啓発を行うことができたため。	職員研修や市内の電子掲示版等を活用し、DVについての啓発を行う。	2：継続	DV相談室
7				DV被害者発見時の対応力の向上	DV被害者支援マニュアルは必要に応じて修正を行うほか、DV被害者支援についての必要な情報をネットワーク会議や市内電子掲示版などで周知を行う。	市内の電子会議室（掲示版）に、「DV相談室からのお知らせ」を掲載し、市職員への啓発を行った。	市内電子会議室の閲覧数：350件（3月末）	A	市内の電子会議室を活用した市職員向けの啓発を行うことができたため。	DV被害者支援マニュアルは必要に応じて修正を行うほか、DV被害者支援についての必要な情報はネットワーク会議や市内電子掲示版等で周知を行う。	2：継続	DV相談室
8				二次被害の防止のための啓発	「配偶者からの暴力の被害者対応の手引き」を活用し、DV被害者への二次被害を防止するための啓発	DV被害者への二次被害について「配偶者からの暴力の被害者対応の手引き」を参考にした啓発を行う。	新任職員向けの研修では「配偶者からの暴力の被害者対応の手引き」を参考に、二次被害についての内容も盛り込んだ講義を行った。	1回	A	新任職員向けの研修で「配偶者からの暴力の被害者対応の手引き」を参考に、二次被害についての内容も盛り込んだ講義を行うことができたため。	DV被害者への二次被害について「配偶者からの暴力の被害者対応の手引き」を参考にした啓発を行う。	2：継続
9	3 学校等における啓発・教育	1 次世代にDVを残さない啓発・教育の実施	8	DV被害者支援を行っている団体などに依頼し、学校等でデートDVについて予防啓発講座を実施	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて、高校生へチラシなどを配布する。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて、市内の高校へ女性に対する暴力をなくす運動に関する記事を掲載したウィズ通信を配布することになった。	市内の全高校3年生に1回	A	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて、市内の高校へ女性に対する暴力をなくす運動に関する記事を掲載したウィズ通信を配布することができたため。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて、高校生へチラシなどを配布する。	2：継続	人権・男女共生課（男女共生係）
10			中学生を中心に、デートDVに関する学習の機会を設ける。自身が被害者にも、加害者にもならない為の学習を実施する。	男女共同参画週間において、中学・高校生向けDV防止啓発パンフレット等を用いて学習した。	中学生を対象に、総合的な学習等を利用して、1時間程度の学習機会を設けた。	B	パンフレットを中心に、各自が自身の言動・行動を見つめ直すことができ、チェックシート等で客観的な振り返りを実施することができた。	中学生を中心に、デートDVに関する学習の機会を設ける。自身が被害者にも、加害者にもならない為の学習を実施する。	2：継続	学校教育課		
11			教職員等への啓発・教育の実施	職務関係者が安全の確保及び秘密の保持に、十分な配慮が必要ため、DVに関する知識や理解を深めるための研修を実施	対象となる幼児児童生徒が在籍する学校園を中心に実施。新型コロナウイルス感染拡大防止の為、紙面開催等、各校工して実施。	県からの通知(4月)をきっかけとして、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（文部科学省・令和2年6月改訂版）等を参考に、各学校園で研修を実施した。	3回	A	コロナ禍においても研修をオンラインで受講し、相談員の資質向上に努めることができたため。	研修の受講などにより、相談員の資質向上に努める。	2：継続	学校教育課
12	1 配偶者暴力相談支援センターの充実	1 婦人相談員等の資質向上	10	国や県などの地方公共団体が開催する研修や、民間支援団体が開催する研修への参加	研修等を受講し、相談員の資質向上に努める。	国立女性会館や厚生労働省などが主催する相談者、支援者向けの研修をオンラインで受講し、資質向上に努めた。	3回	A	コロナ禍においても研修をオンラインで受講し、相談員の資質向上に努めることができたため。	研修の受講などにより、相談員の資質向上に努める。	2：継続	DV相談室
13			困難ケースなどの対応が必要な場合に、県のスーパーバイズを利用する。	困難ケースの対応がなかったため、県のスーパーバイズを利用する機会がなかった。	—	—	—	利用する機会がなかったため。	困難ケースなどの対応が必要な場合に、県のスーパーバイズを利用する。	2：継続	DV相談室	
14			2 関係機関との連携の強化	12	芦屋市DV被害者支援ネットワーク会議・専門部会の開催	芦屋市DV被害者支援ネットワーク会議を開催し、連携体制を強化する。	研修の受講案内：1回	C	ネットワーク会議を開催できなかったため。	芦屋市DV被害者支援ネットワーク会議を活用し、関係機関との連携強化や被害者支援についての情報共有に努める。	2：継続	DV相談室
15	2 相談体制の充実	2 被害者の状況に応じた相談体制の充実	1 相談事業等の活用・情報提供	13	DV被害者の状況に応じて、必要な相談機関の情報提供を行う。	心に悩みを抱えている相談者には心の悩み相談を、離婚などの情報が必要な相談者には、家事相談や弁護士相談の情報提供を行った。	—	A	相談者の状況に応じた情報提供を行ったため。	DV被害者の状況に応じて、必要な相談機関の情報提供を行う。	2：継続	DV相談室
16				・弁護士による法律相談…毎週木曜日13時～16時30分に実施（予約制・1人30分） ・司法書士による法律相談…毎週金曜日13時～16時に実施（予約制・1人30分） ・家事相談…第2・第4水曜日13時～16時に実施（予約制・1人45分） ・こころの整理相談…毎月第1水曜日13時～16時（予約制・1人50分）	・弁護士による法律相談…毎週木曜日13時～16時30分に実施（予約制・1人30分） ・司法書士による法律相談…毎週金曜日13時～16時に実施（予約制・1人30分） ・家事相談…第2・第4水曜日13時～16時に実施（予約制・1人45分） ・こころの整理相談…毎月第1水曜日13時～16時に実施（予約制・1人50分）	・弁護士による法律相談…319人 ・司法書士による法律相談…98人 ・家事相談…44人 ・こころの整理相談…16人	A	コロナによる経済状況の悪化、家庭環境の変化など、夫婦間トラブル、家族間トラブルといった問題は、複雑化しており、法律的側面、精神的側面よりそれぞれの相談が果たす役割はより大きくなっている。相談を頼み、相談者が何を求めているのか、何が必要とされるのかを考え、的確に把握し、必要な専門相談を案内することで問題の早期解決に努めた。	・弁護士による法律相談…毎週木曜日13時～16時30分に実施（予約制・1人30分） ・司法書士による法律相談…毎週金曜日13時～16時に実施（予約制・1人30分） ・家事相談…第2・第4水曜日13時～16時に実施（予約制・1人45分） ・こころの整理相談…毎月第1水曜日13時～16時（予約制・1人50分）	2：継続	市民参画・協働推進室（市民相談係）	
17				人権相談やLGBT相談の際に、DVに関する相談があった場合は、DV相談室の情報提供を行う。	人権相談及びLGBT電話相談を実施したが、DVに関する相談はなかった。	人権相談 4件（年13回実施） LGBT電話相談 61件（年24回実施） ※いずれもDV相談はなし	—	—	—	人権相談やLGBT電話相談には相談があったが、DVに関する相談がなかったため。	・人権相談やLGBT相談の際に、DVに関する相談があった場合は、DV相談室の情報提供を行う。 ・人権擁護委員やLGBT電話相談の相談員に対してDV相談に関する情報提供をする。	2：継続

項番	基本目標	基本課題	具体的施策	内容	令和3年度事業実施目標	令和3年度取組実績内容	令和3年度取組実績数値	評価	評価理由	令和4年度実施計画	令和4年度分類	所管課				
18	2 相談体制の充実	2 被害者の状況に応じた相談体制の充実	1 相談事業等の活用・情報提供	13 男女共同参画センターの女性のための相談など、状況に応じた相談先との連携・情報提供	日本語を話すことが出来ない外国人からDVに関する相談があれば、DV相談室と連携する。	日本語を話すことが出来ない外国人からDVに関する相談がなかった。	-	-	相談がなかったため。	外国人から相談があれば、DV相談室と連携を行う。日本語を話すことが出来ない外国人に向けて、DV相談室の情報を周知する方法を考える。	2：継続	広報国際交流課				
19					相談者の状況に応じて、DV相談室についての情報提供を行う。	必要に応じてDV相談室の情報提供や相談につなげることができた。	随時行った。	A	必要に応じてDV相談につなげることができたため。	相談者の状況に応じて、DV相談室についての情報提供を行う。	2：継続	人権・男女共生課（男女共生係）				
20					虐待事案への対応について迅速に随時関係機関と会議を開催することで共有し、被害者及び養護者等のニーズを把握した上で相談対応等を行う。	虐待事案への対応について随時関係機関と連携し会議を開催した。被害者及び養護者等のニーズを把握した上で相談対応等を行った。	令和3年度虐待通報件数 約90件（内、DVに関する通報 0件）	A	通報件数が増加したなかで虐待事案に対して迅速に会議運営や相談対応等を行った。	虐待事案への対応について迅速に随時関係機関と会議を開催することで共有し、被害者及び養護者等のニーズを把握した上で相談対応等を行う。	2：継続	高齢介護課				
21					対象と思われる事案があれば、関係機関との連携・情報提供を行う。	DV相談室に来庁した方に対する聞き取りの中で、障がい者虐待事案と思われる内容が確認されたため、聞き取り調査に参加した。	1件	A	相談内容に対して適切に対応したため。	対象と思われる事案があれば、関係機関との連携・情報提供を行う。	2：継続	障がい福祉課				
22					被害者から相談があった場合は、DV相談室に連絡・情報提供を行う。	被害者から相談があった場合は、DV相談室に連絡・情報提供を行い、支援した。	随時行った。	A	問題発覚から問題解決に向けて随時連携し取り組むことができたため。	被害者から相談があった場合は、DV相談室に連絡・情報提供を行う。	2：継続	生活支援課				
23					関係課が連携して、状況に応じた相談が速やかに行えるよう相談体制を作り、適切な情報提供を行う。	母子・父子自立支援員を設置し、来所での相談または電話での相談に応じ、関係機関と連携し情報提供を行った。	令和3年度実績：0件	A	関係機関と連携を行いながら、状況に応じた相談が速やかに行えるよう相談体制を維持できているため。	関係課が連携して、状況に応じた相談が速やかに行えるよう相談体制を作り、適切な情報提供を行う。	2：継続	子育て政策課（こども係）				
24					早期発見と、次につなげる支援ができるよう、院内の周知を継続する。面談対応できる職員育成	外来患者・入院患者・電話相談などの相談には「DV相談室」を提示し、説明と同意を得るようにし、DV相談室には事前連絡する。高齢者の場合は、ケアマネジャー・地域包括支援センターへ相談と支援の連携を行なっている。高齢者に関しては、月1回高齢介護課・市立戸屋病院事例検討会議を開催し連携を行なっている。虐待マニュアル（高齢者、障がい者、児童、DV）改訂と配布、全職員に啓発と周知目的に勉強会を開催した。	入院支援0件、外来のみ0件（高齢者虐待にも該当するもの2件）	A	令和3年度虐待マニュアル改訂し、院内全職員に啓発と周知のため各職種別に勉強会を実施した。意識の向上に務めた。看護師からの発信連絡及び医療安全対策室への報告と家族間の問題が大きく弁護士が介入した事例があった。	早期発見と、次につなげる支援ができるよう、院内の周知を継続する。面談対応できる職員育成	2：継続	市立戸屋病院地域連携室				
25					2 苦情等への対応についての周知	14 苦情等への相談窓口や、苦情等の申出処理制度利用についての周知	苦情等の申出処理についてホームページへ掲載する。	「戸屋市男女共同参画苦情等申出処理要綱」を制定し、ホームページへ掲載したほか、男女共同参画センターにチラシを配架した。	令和3年4月1日施行	A	要綱を制定し、周知することができたため。	SNS等を活用し、苦情等の申出について周知を図る。	1：発展・充実	人権・男女共生課（男女共生係）		
26					1 緊急時における安全確保	1 一時保護を速やかに行う体制づくりの強化	15 一時保護施設や警察などの、関係機関との連絡、調整体制の強化	一時保護への対応を迅速に行うため、一時保護施設や警察などの関係機関との連携を行う。	DV被害者が一時保護を望んだ場合に警察と連携し、速やかに一時保護の依頼を関係機関に行った。	一時保護件数：5件	A	警察と連携し、速やかに一時保護を行ったため。	一時保護への対応を迅速に行うため、一時保護施設や警察などの関係機関との連携を行う。	2：継続	D V 相談室	
27							一時保護所で受け入れがけない高齢者や障がい・疾患のある人、同伴する子どもへの配慮が必要な人などについては、福祉部門での施設が利用できるよう連携して一時保護を実施する。	対象者がいれば福祉部門と連携しているが、結果として福祉部門の施設利用による一時保護はなかった。	0件	A	福祉部門の施設利用による一時保護はなかったが、必要に応じて連携できているため。	一時保護所で受け入れがけない高齢者や障がい・疾患のある人、同伴する子どもへの配慮が必要な人などについては、福祉部門の施設が利用できるよう連携して一時保護を実施する。	2：継続	D V 相談室		
28							保護が必要な事案に対して関係機関と連携し、被害者の意向を確認しながら適切に一時保護を行う。	保護が必要な事案に対して関係機関と連携し、被害者の意向を確認しながら適切に一時保護を行ったが、DV事案はなかった。	戸屋市立養護老人ホーム和風園 措置者数 10人 生活支援ショートステイ事業 延利用日数 560日（内、DV事案はなし）	A	保護が必要な事案に対して関係機関と連携し、被害者の意向を確認しながら適切に一時保護を行ったが、DV事案はなかった。	保護が必要な事案に対して関係機関と連携し、被害者の意向を確認しながら適切に一時保護を行う。	2：継続	高齢介護課		
29							対象と思われる事案があれば、関係機関と一時保護施設の情報連携を行う。	DV相談室経由で本人を一時保護した。	1件	A	事案に対して適切に対応したため。	対象と思われる事案があれば、関係機関と一時保護施設の情報連携を行う。	2：継続	障がい福祉課		
30							対象者の状態・状況にあわせて、関係機関の選定を行い、連携を行う。	対象者の状態・状況にあわせて、関係機関の選定を行い、連携を行った。	2世帯	A	相談者の状況に応じた支援ができていたため。	対象者の状態・状況にあわせて、関係機関の選定を行い、連携する。	2：継続	生活支援課		
31							配偶者暴力相談支援センター等、関係機関と連携を行いながら、すみやかな対応が行えるような体制を作っていく。	同伴する子どもに配慮し、一時保護の実施	令和3年度実績：1件	A	配偶者暴力相談支援センター等、関係機関と連携を行いながら、すみやかな対応が行えることができた。	配偶者暴力相談支援センター等、関係機関と連携を行いながら、すみやかな対応が行えるような体制を作っていく。	2：継続	子育て政策課（こども係） 子ども家庭総合支援課		
32							2 民間支援機関の情報提供	17 DV被害者への民間シェルター等の情報提供	必要に応じて、DV被害者の相談の際に、民間シェルターに関する情報提供を行う。	必要に応じて、DV被害者に対し、民間シェルターに関する情報提供を行った。	-	A	必要に応じて、民間シェルターに関する情報提供ができたため。	必要に応じて、DV被害者に対し、民間シェルターに関する情報提供を行う。	2：継続	D V 相談室
33							2 保護命令に関する支援	18 保護命令制度に関する情報提供・助言、申立時の支援・同行支援等	DV被害者の状況に応じて、保護命令制度の情報提供・助言、申立時の支援や裁判所への同行支援を行う。	DV被害者の状況に応じて、保護命令制度に関する情報提供を行った。	保護命令申立件数：0件	A	DV被害者の状況に応じて、保護命令制度に関する情報提供ができたため。	DV被害者の状況に応じて、保護命令制度の情報提供・助言、申立時の支援や裁判所への同行支援を行う。	2：継続	D V 相談室
34							3 被害者情報の保護	1 DV被害者等に関する情報管理の徹底	19 住民基本台帳閲覧制限の情報を庁内関係機関が共有し、DV被害者情報が漏れないよう、情報管理の徹底を行う。	住民基本台帳閲覧制限の情報を庁内関係機関が共有し、DV被害者情報が漏れないよう、情報管理の徹底を行うことができた。	住民基本台帳閲覧制限に係る意見書の提出：26件	A	住民基本台帳閲覧制限の情報を庁内関係機関が共有し、DV被害者情報が漏れないよう、情報管理の徹底を図ったため。	他市におけるとりまひりットな事例等を関係課と共有し、情報管理徹底の必要性を周知を行う。	2：継続	D V 相談室
35									関係課が連携し、DV被害者等に関する情報管理を徹底する。	住民基本台帳閲覧制限の情報を庁内関係機関が共有し、DV被害者情報が漏れないよう、情報管理の徹底を行うことができた。	-	A	関係課が連携し、DV被害者等に関する情報管理を徹底する。	関係課が連携し、DV被害者等に関する情報管理を徹底する。	2：継続	関係機関
36									DV被害者が避難した場合に、避難先情報やその情報が漏れないよう、庁内関係機関だけでなく警察や避難先市町村と情報共有や情報管理を徹底する。	DV被害者が避難した場合に、避難先情報やその情報が漏れないよう、庁内関係機関だけでなく警察や避難先市町村と情報共有や情報管理を徹底する。	-	A	情報管理の徹底ができたため。	DV被害者が避難する際、避難先情報やその情報が漏れないよう、庁内関係機関だけでなく警察や避難先市町村と情報共有や情報管理を徹底する。	2：継続	D V 相談室
37							一時保護入所の際に、県など関係機関と連携し、情報管理の徹底を図る。	一時保護入所の際に、県など関係機関と連携し、情報管理の徹底を図る。	-	A	情報管理の徹底ができたため。	一時保護入所の際に、県など関係機関と連携し、情報管理の徹底を図る。	2：継続	関係機関		

項番	基本目標	基本課題	具体的施策	内容	令和3年度事業実施目標	令和3年度取組実績内容	令和3年度取組実績数値	評価	評価理由	令和4年度実施計画	令和4年度分類	所管課	
38	4 被害者の自立支援	1 生活の安定に向けた支援	1 福祉制度を利用した支援、情報提供	21 生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法等に基づいた支援、情報提供	DV被害者の状況に応じて、同行支援や情報提供を行う。	DV被害者の状況に応じて、同行支援や情報提供を行うことができた。また一時保護の際には必要に応じて生活保護の医療扶助を受けられるよう連携できた。	-	A	DV被害者の状況に応じて、同行支援や情報提供ができたため。	DV被害者の状況に応じて、同行支援や情報提供を行う。	2：継続	D V相談室	
39					相談を受け必要時には生活保護をはじめ福祉制度に基づく支援を行う。	相談を受け必要時には生活保護をはじめ福祉制度に基づく支援を行った。情報が入れば窓口で相談対応を行い、必要な制度を案内した。	2世帯	A	相談者の状況に応じた支援ができていたため。	相談を受け必要時には生活保護をはじめ福祉制度に基づく支援を行う。	2：継続	生活支援課	
40					福祉制度を利用した支援、情報提供	福祉制度を利用しての支援、情報提供を行う。	福祉制度を利用した支援他機関と連携し、手当の申請時や電話での相談の際に情報提供を行った。	DV相談件数：0件	A	被害者に合った福祉施策の情報を提供し、経済的支援等により生活を安定させ、自立を促進する体制を維持できているため。	福祉制度について漏れがないよう情報提供を行う。	2：継続	子育て政策課（こども係）
41					虐待事案への対応について随時関係機関と会議を開催し、被害者及び養育者等のニーズを把握した上で福祉制度の情報提供を行う。	虐待事案への対応について随時関係機関と会議を開催し、被害者及び養育者等のニーズを把握した上で福祉制度の情報提供を行った。	令和3年度虐待通報件数 約90件（内、DVCに関する通報 0件）	A	虐待者及び養育者等のニーズを把握した上で適切な福祉制度の情報提供を行った。	虐待事案への対応について随時関係機関と会議を開催し、被害者及び養育者等のニーズを把握した上で福祉制度の情報提供を行う。	2：継続	高齢介護課	
42					対象と思われる事案があれば、関係機関と連携し、必要な制度について情報提供を行う。	一時保護施設に入所された方に対して、障がい福祉サービス等の説明を行った。	1件	A	事案に対して適切に対応したため。	対象と思われる事案があれば、関係機関と連携し、必要な制度について情報提供を行う。	2：継続	障がい福祉課	
43			2 保険・医療・年金等に関する支援、情報提供	22 国民健康保険、医療助成制度、国民年金制度等の手続支援、情報提供	DV被害者の状況に応じて、手続支援や情報提供を行う。	DV被害者の状況に応じて、手続支援や情報提供を行うことができた。社会保険の被扶養者から外れるため等の証明書を交付した。	社会保険の被扶養者から外れるための証明書交付：3件 国民年金番号変更に係る証明書交付：12件	A	DV被害者の状況に応じて、手続支援や情報提供ができたため。	DV被害者の状況に応じて、手続支援や情報提供を行う。	2：継続	D V相談室	
44					被害者の状況を正確に把握し、必要な保険等に関する情報の提供、関係所管との連携による安全な手続方法の検討、手続を行うとともに、令和3年3月29日付け厚労省通知「被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について」に基づき、必要な場合は、手続を円滑に進める。	被害者の状況を正確に把握するまで、個室にて対応するなど、対面及び電話にて何度もヒアリングを実施し、ケースに応じて最善と考えられる手続方法の検討を行った。庁内外の関係部署、関係団体のほか、場合によっては、加害者の所属する事業所等とも連絡を取り、手続が円滑に進むよう、各種調整を行った。	具体的な相談件数は不明（年間数件程度）	A	被害者のかたに、国民健康保険に関する手続を遅滞なく案内し、安全に手続を完了させる業務を継続的に行っているため。	被害者の状況、被害者に関する情報を正確に把握し、必要な保険手続、医療制度に関する情報の提供を迅速に行い、関係所管、事業所と連携して、より安全な手続方法を模索し、円滑に行う。	2：継続	保険課	
45					被害者に必要な保険・医療・年金等に関する情報提供を漏れがないよう継続して行い、他課と連携して相談者がスムーズに安心して手続きがたれるように対応する。	D V相談室と直接電話でやり取りを行い、必要に応じて租税対応する等、他課と連携して相談者に情報提供を漏れなく行った。また、相談者が来庁時にはできるだけ事前にD V相談室と連絡を取り合っスムーズに案内し、相談者が安心して手続きできる環境を目指した。	当該受給者は年間10名程度	A	該当の受給者に対して必要な情報を漏れなく正確に提供でき、慎重に対応したことは評価できる。	被害者に必要な保険・医療・年金等に関する情報提供を漏れがないよう継続して行い、他課と連携して相談者がスムーズに安心して手続きがたれるように対応する。	2：継続	地域福祉課	
46					引き続き、D V 支援措置の手続を行ったか等に対して、基礎年金番号の変更手続について情報提供、案内を行い、かつ関係機関等との連携を図り、支援措置を適正に実施していく。	基礎年金番号の変更手続きの案内市民課でのD V支援措置の手続きを行った方等に対して、基礎年金番号の変更手続きについて情報提供、案内を行った。	手続き自体は年金事務所で行った件数は不明	A	必要な方に対して適宜情報提供、案内を行うことができた。（令和3年度新規支援措置受付件数 24件）	引き続き、D V 支援措置の手続を行ったか等に対して、基礎年金番号の変更手続について情報提供、案内を行い、かつ関係機関等との連携を図り、支援措置を適正に実施していく。	2：継続	市民課	
47					3 経済的支援等に関する情報提供	23 児童手当、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金（貸付）、生活支援資金等の給付、貸付などの情報提供	DV被害者の状況に応じて、手続支援や情報提供を行う。また、必要に応じて証明書の交付する。	DV被害者の状況に応じて、手続支援や情報提供を行うことができた。また、必要に応じて児童手当の支給に関する証明書を交付した。	児童手当の支給に関する証明書交付：3件	A	必要に応じて、手続支援や情報提供、児童手当支給に関する証明書を交付することができたため。	DV被害者の状況に応じて、手続支援や情報提供を行う。また、必要に応じて証明書を交付する。	2：継続
48			相談者の状況に応じて経済的な支援に関する情報提供を行う。	経済的支援等に関する情報提供他機関と連携し、来所での相談または電話での相談に応じた。			ひとり親家庭に対する経済的支援等に関する相談件数：318件	A	情報提供を行い就労支援、経済的支援等により生活を安定させ、自立を促進できたため。	相談者の状況に応じて経済的な支援に関する情報提供を行う。	2：継続	子育て政策課（こども係）	
49			相談者の状況に応じて経済的な支援に関する情報提供を行う。	相談者の状況に応じて経済的な支援に関する情報提供を行った。			9世帯	A	活用できる他法を案内することによって、対象世帯の生活支援を行っていたため。	相談者の状況に応じて経済的な支援に関する情報提供を行う。	2：継続	生活支援課	
50			5 住居確保に向けた支援	24 法律相談窓口の情報提供や、利用に関する助言	DV被害者の状況に応じて、法テラスなどの法律相談窓口の情報提供や利用について助言を行う。	DV被害者の状況に応じて、法テラスなどの法律相談窓口の情報提供や利用について助言を行うことができた。	-	A	必要に応じて、法律相談に関する情報提供等ができたため。	DV被害者の状況に応じて、法テラスなどの法律相談窓口の情報提供や利用について助言を行う。	2：継続	D V相談室	
51					25 公営住宅等の入居に関する情報提供等の支援	DV被害者の状況に応じて、市営住宅や県営住宅の入居条件等の情報提供を行う。	DV被害者の状況に応じて、市営住宅や県営住宅の入居条件等の情報提供を行うことができた。	-	A	必要に応じて、市営住宅等の情報提供をすることができたため。	DV被害者の状況に応じて、市営住宅や県営住宅の入居条件等の情報提供を行う。	2：継続	D V相談室
52	広報紙やホームページ等を利用した周知を継続する。	市営住宅入居希望者の登録受付時にDV被害者も登録可能との内容を8月号の広報紙に掲載				令和3年度は、1件の申込みがあった。	A	周知の結果、受付から審査等を経て約済に至った。	広報紙やホームページ等を利用した周知を継続する。	2：継続	建設総務課（旧：住宅課）		
53	26 母子生活支援施設等の入所支援、情報提供	子どものいるDV被害者の状況に応じて、母子生活支援施設の情報提供を行う。入所を希望する場合は、所管課と連携して入所支援を行う。			DV被害者の状況に応じて、母子生活支援施設の情報提供を行うことができた。	母子生活支援施設への入所：0件	A	必要に応じて、母子生活支援施設の情報提供ができたため。	DV被害者の状況に応じて、母子生活支援施設の情報提供を行う。入所を希望する場合は、所管課と連携して入所支援を行う。	2：継続	D V相談室		
54		母子生活支援施設等に関する情報収集に努め、必要に応じて情報提供・入所支援を行う。	母子自立支援施設等の情報提供、入所支援相談時には一時保護や母子自立支援施設等の情報を提供し、配膳センター等関係機関との連携により、いつでも対応できる体制を整えた。（母子自立支援施設への入所措置）	母子自立支援施設への入所：0件	A	母子自立支援施設への入所措置には至らなかったが、関係機関と連携し、いつでも対応できる体制を整えているため。	母子生活支援施設等に関する情報収集に努め、必要に応じて情報提供・入所支援を行う。	2：継続	子育て政策課（こども係）				

項番	基本目標	基本課題	具体的施策	内容	令和3年度事業実施目標	令和3年度取組実績内容	令和3年度取組実績数値	評価	評価理由	令和4年度実施計画	令和4年度分類	所管課				
55	2	就労に向けた支援	1 就労に関する情報提供	27	ハローワーク等について、情報提供や同行支援 職業訓練等の情報提供や助言	DV被害者の状況に応じて、ハローワークや職業 訓練等について情報提供を行う。	DV被害者の状況に応じて、ハローワークや職業 訓練等について情報提供を行った。	-	A	必要に応じて情報提供を行うことができたため。	DV被害者の状況に応じて、ハローワークや職業 訓練等について情報提供を行う。	2：継続	D V相談室			
56				28	母子父子自立支援員と連携した支援、情報提供	子どものいるDV被害者について、就労や離婚後 の生活など必要に応じて、母子父子自立支援員 の情報提供や連携を行う。	子どものいるDV被害者へは必要に応じて母子父 子自立支援員と連携した支援や情報提供を行 った。	子どものいるDV被害者へは必要に応じて母子父 子自立支援員と連携した支援や情報提供を行 った。	-	A	必要に応じて連携した支援、情報提供ができた ため。	子どものいるDV被害者へは必要に応じて母子父 子自立支援員と連携した支援や情報提供を行 う。	2：継続	D V相談室		
57						婦人相談員と母子・父子自立支援員の連携を 強化するとともに、母子家庭等自立支援給付金 事業や自立支援プログラム策定事業により、母子 及び父子家庭の自立をめざし、ハローワークと連 携し情報提供等を行う。	母子・父子自立支援員（1人）によるひとり親 の就業相談の実施 母子・父子自立支援員を設置し、来所での相談 または電話での相談に応じ、ハローワークと連携 し情報提供した。	母子・父子自立支援プログラム策定事業：1件	A	就業相談で就労支援、経済的支援等、自立に 向けた相談が行えたため。	婦人相談員と母子・父子自立支援員の連携を 強化するとともに、母子家庭等自立支援給付金 事業や自立支援プログラム策定事業により、母子 及び父子家庭の自立をめざし、ハローワークと連 携し情報提供等を行う。	2：継続	子育て政策課 （ごも係）			
58		2	2 同伴する子どもがいるDV被害者への 支援、情報提供	29	保育に関する入所の支援、子育ての情報提供	子どものいるDV被害者について、状況に応じて保 育所入所などの情報提供を行う。	未就学児のいるDV被害者へは必要に応じて保 育所入所などの情報提供を行った。	-	A	必要に応じて情報提供を行うことができたため。	未就学児のいるDV被害者へは、必要に応じて保 育所入所などの情報提供を行う。	2：継続	D V相談室			
59						・保護者の安全に配慮し、各相談機関等とも連 携しながら、入所支援や情報提供を行う。	・DV被害者には、必要な情報を正確に提供し、 その情報管理を徹底するよう努めた。また保育施 設等に丁寧に情報伝達をするなど、各関係機関 と必要な連携を行った。	1件	A	・保育のために必要な情報連携ができたため。	・保護者の安全に配慮し、各相談機関等とも連 携しながら、入所支援や情報提供を行う。	2：継続	子育て政策課 （政策係） ほいく課 （入所係）			
60		3	心身の回復に向けた 支援	1 相談事業や医療機関を活用した支 援、情報提供	30	兵庫県こころのケアセンター相談室等の情報提供	DV被害者の状況に応じて、女性相談などの情報 提供を行う。	状況に応じて、男女共同参画センターのこころ の悩み相談などの情報提供を行った。	-	A	状況に応じた情報提供ができたため。	DV被害者の状況に応じて、男女共同参画セ ンターのこころの悩み相談などの情報提供を行う。	2：継続	D V相談室		
61					31	市内の医療機関との連携、協力	DV被害者の状況に応じて、医療機関への受診 を助言するなど、医療に関する情報提供を行う。	状況に応じて、医療機関への受診を助言するな ど、医療に関する情報提供を行うことができた。	-	A	状況に応じて助言や情報提供を行うことができ たため。	DV被害者の状況に応じて、医療機関への受診 を助言したり、医療に関する情報提供を行う。	2：継続	D V相談室		
62		4	被害者の自立支 援	1 就学等に関する支援	32	就学等に関する支援、情報提供	避難してきたDV被害者の子どもが就学する場 合に、所管課と連携し、就学できるよう支援する。避 難する際は、DV被害者に避難先の教育委員会 で手続きを行うことなどの情報提供を行う。	避難してきたDV被害者の子の就学については所 管課と連携して支援した。他市へ避難する際には 避難先の教育委員会での手続きなどについて情 報提供を行った。	-	A	必要に応じて支援、情報提供を行うことができ たため。	避難してきたDV被害者の子の就学については所 管課と連携して支援する。他市へ避難する際には 避難先の教育委員会での手続きなどについて情 報提供を行う。	2：継続	D V相談室		
63							引き続き、相談に対応し、他機関と連携を行う。	コロナ禍における子育ての悩み等を施設や窓口で 受け、その都度個別に対応し、対応が必要な家 庭については、総合家庭支援室に情報提供を行 った。	総合家庭支援室への情報提供：1件	A	相談内容が家庭内だけでは解決できない内容 だったため、総合家庭支援室に情報提供を行い、 連携を回ったため。	引き続き、相談に対応し必要に応じて、他機関と の連携を行う。	2：継続	ほいく課 （ほいく係）		
64	引き続き児童・生徒が安全に就学できるように関 係機関と連携する。						転入学の際、DV等の事情がある場合に、保護 者へ関係機関に相談するよう促し、関係機関 へ適切な情報提供をした。また、関係機関と連携 しながら、児童・生徒や保護者の安全確保のた め、転入学の手続きを支援した。	3件	A	関係機関と円滑に連携し、情報共有ができてい る。	引き続き児童・生徒が安全に就学できるように関 係機関と連携する。	2：継続	管理課			
65	子どもが安心して学校に通えるよう、支援に必要 な情報の収集、提供、管理の徹底を図る。						教職員・SC・SSW-子ども家庭総合支援室等と 情報交換・相談ができる体制をとり、適切な対応 をすることができた。	芦屋市要保護児童対策地域協議会に3回、芦 屋市民生児童委員協議会に2回参加し、情報 交換をした。	B	関係機関と連携して取り組むことができた。	子どもが安心して学校に通えるよう、支援に必要 な情報の収集、提供、共有、管理の徹底を図 る。	2：継続	学校教育課			
66	4						子どもへの支援	2	子どもの心のケアに関する支援	33	家庭児童相談室の相談や臨床心理士が相談に 応じることの相談との連携による、子どもやその 親の心のケア	子育てセンターや子ども家庭総合支援室で、こ どもや保護者の相談に応じながら、心のケアを行う。	子育て支援センターで来所または電話での子育て 相談に応じ、不安を解消した。	子育てセンター：相談件数5,571件 家庭児童相談：相談件数414件	A	子どもと家庭に関わる専門相談と家族に関する相 談窓口として広く認識してもらえよう取り組んだ。
67		住民登録の有無に関わらず、利用可能なサービ スについて関係各課と連携を継続し、必要に応じ て対象世帯の支援を行う。	関係機関からの連絡により、住民登録の有無に 関わらず、子ども家庭総合支援室等と連携しな がら子どもやその親の心のケアが行えるよう配慮し ている。	-	A	関係機関との連携は図られており、必要時には迅 速に連絡を取り、対応している。						住民登録の有無に関わらず、利用可能なサービ スについて関係各課と連携を継続し、必要に応じ て対象世帯の支援を行う。	2：継続	健康課		
68		34	こども家庭センターなどの広域関係機関との連携 による専門的ケア	要保護児童対策地域協議会を活用して関係機 関と連携を行い、子どもの心のケアに関する適切 な支援を行う。	要保護児童対策地域協議会の運営。要保護 児童対策地域協議会の代表者会議や実務者 会議の実施	代表者会議1回、実務者会議3回、主要機関 実務者会議3回						A	要保護児童対策地域協議会において、こども家 庭センターなどの関係機関とネットワークにより連 携・情報共有をしながら、子どもの心のケアに関す る適切な支援を行うことができた。	要保護児童対策地域協議会を活用して関係機 関と連携を行い、子どもの心のケアに関する適切 な支援を行う。	2：継続	子ども家庭総合支援課
69		35	学校職員やスクールカウンセラー等が、学校内で 子どもの心のケアや支援を行う相談体制を充実 する	教職員やスクールカウンセラーへの研修や啓発を 行い、連携して児童生徒への相談体制ができよ うに努める。	各校に配置されているスクールカウンセラーを講師 として、教職員向けの研修会を実施した。コロナ ウイルス感染拡大防止の為、対面が困難な時は 、オンライン開催・紙面開催等、工夫をした。	各小中学校において、教職員向け、児童・生徒 向けの研修会を、各学校で年間1回ずつ実施						B	各自が当事者意識を持って考えることができる内 容であった。	教職員とスクールカウンセラー等と連携して、児童 生徒・保護者へ支援できるように努める。	2：継続	学校教育課
70		3	子育て支援に関する情報提供の充 実	36	乳幼児健康診査、予防接種等や相談事業の支 援、情報提供	住民登録がない子どもがいるDV被害者に対し、 乳幼児健康診査や予防接種などが受けられるこ となどの情報提供を行う。						子のいるDV被害者については、住民票を異動せ ずに避難していても乳幼児健康診査や予防接種等が 受けられることなどの情報提供を行った。	-	A	状況に応じて情報提供を行うことができたため。	子のいるDV被害者については、住民票を異動せ ずに避難していても乳幼児健康診査や予防接種等が 受けられることなどの情報提供を行う。
71	住民登録の有無に関わらず、利用可能なサービ スについて関係各課と連携を継続し、必要に応じ て対象世帯の支援を行う。					関係機関からの連絡により、住民登録の有無に 関わらず、子ども家庭総合支援室等と連携しな がら子どもやその親の心のケアが行えるよう配慮し ている。	-	A	関係機関との連携は図られており、必要時には迅 速に連絡を取り、対応している。	住民登録の有無に関わらず、利用可能なサービ スについて関係各課と連携を継続し、必要に応じ て対象世帯の支援を行う。	2：継続	健康課				

第2次DV対策基本計画 数値目標

令和4年6月作成

No.	基本目標	基本課題	具体的施策	内容	項目	計画策定時 (平成28年度)	実績				目標 (令和4年度)	所管
							(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)		
1	1	1-1	DV防止の啓発	芦屋市DV相談室の周知のため、広報誌やホームページ等に芦屋市DV相談室について掲載	芦屋市DV相談室の認知度	30.0% (市民意識調査)	-	-	-	7.3% (市民意識調査)	50%以上 (令和3年度 市民意識調査)	DV相談室
2	1	1-1	DV防止の啓発	芦屋市DV相談室の周知のため、広報誌やホームページ等に芦屋市DV相談室について掲載	DV防止法の認知度	53.2% (市民意識調査)	-	-	-	43.9% (市民意識調査)	65%以上 (令和3年度 市民意識調査)	DV相談室
3	1	1-1	DV防止の啓発	市民へDVについて知ってもらう機会や、DV被害者から相談を受けた時の対応について、男女共同参画センターで講座を開催	デートDVの認知度	17.9% (市民意識調査)	-	-	-	17.9% (市民意識調査)	30%以上 (令和3年度 市民意識調査)	DV相談室
3	1	1-1	DV防止の啓発	市民へDVについて知ってもらう機会や、DV被害者から相談を受けた時の対応について、男女共同参画センターで講座を開催	DV防止講座開催回数	-	年1回	市民向け講座 0回 センター登録団体の定例会参加者にはDV相談について周知	民生委員・児童委員にDV被害者対応等について情報提供(研修会)	-	年1回	DV相談室
4 5	1	2-1	DVについての啓発	窓口などでDV被害者を発見できるように、DVについての研修	市職員へのDVについての研修回数	年1回	0回	年2回 職員研修 1回 新任職員研修 1回	新任職員研修 1回 庁内電子掲示板での周知1回	新任職員研修 1回 庁内電子掲示板での周知1回	年1回以上	DV相談室 人事課
6	1	2-1	DVについての啓発	庁内システム(グループウェア)を活用し、DVについての啓発	庁内システム(グループウェア)を活用した啓発回数	-	0回	0回	1回	1回	年1回以上	DV相談室
9 10	1	3-1	次世代にDVを残さない啓発・教育の実施	DV被害者支援を行っている団体などに依頼し、学校等でデートDVについて予防啓発講座を実施	デートDVに関する予防啓発講座の開催回数	-	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回以上	人権・男女共生課 学校教育課
13	2	1-1	婦人相談員等の資質向上	スーパービジョンの実施	スーパービジョンの実施回数	年1回	0回 (二回なし)	0回 (二回なし)	0回 (二回なし)	0回 (二回なし)	年1回以上	DV相談室

DV相談件数 (内閣府統計)	(平成28年度)	(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)
電話相談	148	129	110	148	127
来所相談	94	50	68	72	66
その他	3	0	7	8	3
合計	245	179	185	228	196

(件)

※その他は、病院、保育所(園)、幼稚園、学校などでの面接相談